解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年九月二十六日開催の総会の決議により、平成二十三年十月二日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月二日

栃木県栃木市西方町金崎九番地

社団法人西方町シルバー人材センター

代表清算人　宇賀神末盈

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十三年十月十三日岐阜県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月二日

岐阜県加茂郡富加町滝田一五一一番地

富加町土地開発公社

代表清算人　高垣　純司

解散公告（第一回）

下野部土地改良区は、平成二十三年十月十八日静岡県知事の認可により解散したので当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月二日

静岡県磐田市下野部四八番地

清算法人下野部土地改良区

清算人代表　大橋　康二

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十月十二日和歌山県知事の承認により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月二日

和歌山市西浜三丁目八番四九号

財団法人真美育英会

代表清算人　神前美津男

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十三年九月三十日島根県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月二日

島根県出雲市斐川町荘原二一七二番地

斐川町土地開発公社

代表清算人　勝部　勝明

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月二日

札幌市中央区北一条西四丁目二番地二

社団法人北海道うまの道ネットワーク協会

代表清算人　後藤　良忠

解散公告（第三回）

当法人は存続期間の満了により、平成二十三年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月二日

東京都文京区本郷七丁目三番一号東京大学

法学部内

特例財団法人国家学会

代表清算人　北岡　伸一

解散公告（第三回）

当法人は存続期間の満了により、平成二十三年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月二日

東京都文京区本郷七丁目三番一号東京大学

法学部内

特例財団法人法学協会

代表清算人　山下　友信

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十三年十月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月二日

東京都日野市旭が丘四丁目七番一二七号

ＧＥヘルスケア・ジャパン企業年金基金

清算人　吉住　陽之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月二日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月二日

富山県小矢部市津沢一丁目一七七番地

特定非営利活動法人とやまの自然と緑の会

清算人　中村　昭夫

配当公告

宮城県柴田郡大河原町小山田字馬取五八番地の一　破産者　有限会社平間工機製作所

右の者に対する仙台地方裁判所平成二十三年（フ）第九五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一二三、〇〇六、七九一円

一、配当することのできる金額

金一六、二一九、四三六円

平成二十三年十一月二日

仙台市青葉区一番町一丁目一七番二四号高裁前ビル五階　破産管財人　門間久美子

配当公告

秋田県秋田市新屋松美町七番八号　破産者　株式会社鈴秀建設

右の者に対する秋田地方裁判所平成二十二年（フ）第四六三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一七九、四二七、八八四円

一、配当することのできる金額

金八、三九五、八九六円

平成二十三年十一月二日

秋田県秋田市山王六丁目一〇番九号猿田興業ビル六階　破産管財人　面山　恭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県遠田郡美里町字素山町三八番地

一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐々木洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二日

仙台市青葉区一番町二丁目一一―一　ＭＳ一番町ハイツ二〇三

相続財産管理人　弁護士　香髙　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県日高市大字野々宮一二六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　須田　芳明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二日

事務所埼玉県狭山市入間川一―一七―二五田島ビル四〇一小原・岡本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小原　千代

第31期決算公告

平成23年5月30日　千葉県成田市東和田618番1

株式会社エービン

代表取締役　藤倉　鉄男

貸借対照表の要旨（平成23年2月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,253	流動負債	896
固定資産	1,300	（うち賞与引当金）	(10)
繰延資産	56	固定負債	324
		退職給付引当金	97
		役員退職給与引当金	41
		その他	186
		株主資本	1,388
		資本金	200
		資本剰余金	1,188
		利益準備金	37
		その他利益剰余金	1,151
		（うち当期純利益）	(144)
		評価・換算差額等	1
資産合計	2,609	負債・純資産合計	2,609